

〇〇県国民健康保険運営協議会条例（参考例）

第一章 総則

（設置）

第一条 国民健康保険事業の運営に関する事項を審議させるため、持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）附則第九条の規定に基づき、〇〇県国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（委員の定数）

第二条 協議会の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- 一 被保険者を代表する委員 人
- 二 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 人
- 三 公益を代表する委員 人
- 四 被用者保険等保険者を代表する委員 人

（委員の任期）

第三条 協議会の委員の任期は、平成三十年三月三十一日までとする。

第二章 雑則

（規則への委任）

第四条 前三条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

- 1 この条例は、平成〇〇年〇月〇日から施行する。
- 2 この条例の施行に関し必要な行為は、施行日前においても行うことができる。